

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

被保険者証の使い回し等への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると各医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。

具体的な支障事例

【根拠法令】健康保険法施行規則第 53 条 及び 保険医療機関及び保険医療養担当規則第 3 条

【支障事例】 現行法規上は被保険者証の提示のみで保険診療が受けられることとなっているが、これでは被保険者証の使い回しの事例を想定した場合、写真による本人確認ができないなど、十分なものとは言えず、現在、例えば被保険者証の記載事項と患者の見た目に明らかな差異があるといったような場合には任意で身分証等の提示をお願いしているところである。加えて、在留外国人の本人確認が容易ではないことも想定できるところであり、他人の被保険者証の提示を受けて診療をした場合、血液型やアレルギー等の情報を取り違え、重大な医療事故につながる可能性もないとはいえず、これらを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、閣議決定に従って、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば、ある程度支障事例は解決するものと思料する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

—

根拠法令等

健康保険法施行規則第 53 条  
保険医療機関及び保険医療養担当規則第 3 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、埼玉県

○支障事例にもあるとおり、マイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせることでほとんどの件は解決するものであるが、その他想定されない事象が発生した際にも、医療機関に身分証の提示を求める権限があることで、不正な使用案件をより一層防止することができる。  
○不正利用の実態は把握していないが、今後、外国人の被保険者が増えることは想定できるため、提案内容については大変理解できる。